

農林漁業信用基金の 林業信用保証のご案内



- ・災害で設備が被災してしまった！再建したいが。。
- ・新たに会社を設立したけれど、まだ実績がなくて銀行に融資してもらえない…
- ・今まで造林・育林業を営んできたが、**素材生産業も始めたい**なあ…

このようなお悩みについて
公的保証制度でみなさまの資金調達をお手伝いします！

【林業信用保証の主な内容】(幅広い業種・資金を対象にしています。)

対象となる 業種

- ①造林・育林 ②素材生産 ③木材・木製品製造 ④薪炭生産
⑤林業種苗生産 ⑥きのこ生産 ⑦木材卸売等※ ⑧木材製品利用※
※⑦⑧は、北海道知事の認定を受けた計画に基づく制度資金のみ対象です。制度資金の利用については、道庁の林務担当部局にお問い合わせください。

対象となる 資金

- ・ 苗木、立木、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの**運転資金**
- ・ 事務所・工場、林業機械、木材加工機械、運送用車両等の導入などのための**設備資金**(中古の機械等も対象です。)

保証料

- ・ 年0.15～1.80%と低位で、財務内容により適用されます。
- ・ 日割り計算のため無駄がありません。
- ・ **保証料が最大5年間免除になる保証メニュー**も複数あります。

※保証には一定の審査があります。

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)

※以下の住所に移転しました(令和8年9月24日から)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-16
大手町ゲートビルディング5階

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



信用基金
ホームページ